

天保五年秋田藩の凶作、一揆をめぐる一藩士の上書

——中村伝五郎上書について——

高橋秀夫
小沼洋子*

(一九七五年十月三十一日受理)

一 はじめに

天保四年(一八三三)の未曾有の大凶作の翌五年一月、二月、三月と相ついで羽後国佐竹領の仙北郡前北浦、ついで奥北浦地方でおこった農民一揆はその前後の藩内の動揺した政治情勢とあいまって藩政に大きな影響をあたえた。⁽¹⁾

この一揆の研究を進めていくなかで、天保五年二月に一藩士、御膳番の中村伝五郎が上書を差出していることが判明したが、⁽²⁾その内容の要点はあとでみるように知られてはいたものの、その全内容についてこれまで明らかでなかった。

たしかに中村は、当時直接政務の中樞にはいなかったが、上書提出の時期が時期であったことと、奥北浦一揆の直後の二月二日には金易右衛門のあとをうけて、一揆のあいっただ仙北郡の郡奉行に任命されてむずかしい局面の処理にあたった人物であったことを考えると、この大凶作、そして一揆をめぐるいかなる状況認識をしていたかを知ることが研究を深める上で一つの手がかりになるものと考えられていた。

さいわい近時写本ではあるがこの上書の写を二つ相前後して見出すことができたのでここにその全文を紹介することにしたい。

この二つの写本は、そのあと書きから別々のものからと判断され、やはり当時にあってもかなり強い関心をもって書留められたものと思われる。

この一つは当時の秋田郡太田新田村(現北秋田郡鷹巣町柴太田)で近世後期肝煎をつとめたりして村役人クラスにあった長谷川家のものであり、他の一つは仙北郡角館町の角館佐竹北家の給人、千代家の文書のなかに見い出さ

れたものである。

中村上書は前書を底本とし、右傍()に千代家本のそれを示して異同をあきらかにし、末尾に*印で両者のあと書きを示し、とくに大きな相違点は注記で示した。

なお句読点を付し、印刷上の都合から当用漢字を使用した。また(X)で示したところはその箇所補って入る部分であり、(ナシ)は千代家本ではその部分がないことを示している。

注

(1) この一揆についての最近の研究として、秋田近世史研究会『羽後に
おける飢饉および一揆』(秋田県文化課刊、一九七四年)。史料紹介
を主としたものではあるが、高橋「天保五年秋田藩奥北浦一揆を
めぐって」(秋田高専紀要)第八号、一九七三年・「天保五年秋田藩
前・奥北浦一揆をめぐって」(同九号、七四年)。

また天保期の全国的な情勢のなかにこの一揆を位置づけたものに、
佐々木潤之介編『日本民衆の歴史』五(三省堂、七四年、三三頁～
四〇頁)がある。

(2) 「根本左司馬日記」(大館市立図書館栗盛文庫)、および「八丁夜話」
『第Ⅱ期新田叢書』(一)二七五頁など。
以下右両書よりの引用は、「根本日記」、および「八丁夜話」と略記
する。

二 中村伝五郎上書

天保五甲午歲二月上旬中村伝五郎様御納戸役中 上書 写

午二月始病中同役江遣候上書之稿

不^(レ)在^(ニ)其位^(ニ)不^(レ)謀^(其政ヲト)、去^(レ)れは為人臣者元より各^(各々)有^(レ)所^(可)司、其職分
にあらざればいふへき処にあらすといへとも、夫^(夫)平日の定論^(定論)にして、国家
無事之恒例也、若不幸にして危急の時に逢ふも、猶も口を嚙むへきにもあ
らざれば愚意之趣左^(左)ニ申上候

抑、去年幾百年にも無之凶作之儀ハ、今更申上候迄^(迄)も不相及、右ニ付去
秋^(秋)乍^(乍)恐、御上^(御上)にも種々御苦勞被遊重き被、仰出も被^(有)為^(在)、御領民御救ひ不
被遊候^(御先代様之御苦勞御承ケ継被遊候)、御領主様之御趣意も不被為
立候義^(被思食候より)、御手元之御事は御野場并ニ御川筋をも被明置、御鷹
野を始、都而御出も不被遊、御囃子等迄被止置、尙御家中三合五斗ニ被成置、
御領民迄艱難御忍ひ被遊候思召よりして、御朝夕御膳菜も被減置候儀ハ、実
二百性^(性)と御艱難を御供^(供)ニ被成候御仁恵より之御儀と奉存候、就而ハ御家老衆
始、向々御役人右之思食^(存知)を奉^(奉)し、日夜肺肝を砕き、御領民御救之御仕向之外
無他事相見得候共、大坂表を始、越後辺にて是迄御出来之御米を以当秋新穀
迄御領民御救ひ之御手当、半分にも御行届不可申様相聞得申候、尤大和殿御登
坂之上、御調達も出来可申候得共、大坂迎も巷統之凶作ニ付候^(凶作)而ハ、諸国^(諸国)
為登米も甚不足^(甚不足)ニ相聞得候、仮令御金出来候^(御回米)而も、御回米此上御引上被成候
上ハ、何を以御家中并ニ御領民御撫育被成候哉、夫々其向御政事堪能之御役
人も余多御座候故、御領民御殺不被成候御手配も御行届可申候得共、大坂ニ
而御調達出来候^(御回米)而も、萬一御米御見込丈ケ御調六ツケ敷候段申上候上ハ、御
近国ニ而御買入被成候^(御買入)而も、売米無之相成候^(其節)ニ至り金を積候^(積候)而も
被成方有御座間敷、此節ニ御座候得者越後辺ニ而随分御買入ニ相成候得共、
御金操も御六ツケ敷、江戸御拜借金ハ多分大坂ニ被遣候哉、此表ニ而此間千
五百兩位越後へ被遣候^(御勘定方御町方取合)、漸々被遣候様之御振合之様
ニ内々奉承知候、石倉ニ而三四五百俵^(御有米)も御有米も無之哉、尤五丁目御蔵ニ者
可有之、仙北^(仙北)ノ積下ケ之分も追々可有之、御金迎^(御金)而も木山方^(木山方)も此度式千八百
兩位差上其外同^(御備)御備ニ者正錢并ニ預^(預)ヲ始、御金も有之模様、其他諸向御備
并ニ御領中御取集^(御取集)メ被成候^(御取集)ハ、猶又可有之候得共、先ツ者ニ今御案堵無之
累卵之御時節と重疊恐入奉存候

諺ニも石城金門帯甲百万にして江海の固メ有といへとも、無^(レ)糧^(糧)不^(レ)能^(守)

こと、是故ニ国守之要ハ在^(レ)リニ於蓄^(蓄)ルニ粟^(粟)をと申候得共、前文之通り昨今御
貯之御米も無之、大坂はしめ越後辺ニ而御買入之御分ニ而半年之御手当ニも
御行足り無之様及承申候、私ハ其職分ニ無御座候得者、実否明細ニ不存候得
共、凡捨五万石程御回米無之候^(御回米)而も不相成候趣者去冬御家老衆始表方御役人
陰ケ之間、御目通之節申上候儀^(御儀)ハ、私義^(私義)も御席ニ相詰罷奉承知罷有候、右捨
五万石程無之候得者不相成と申上ハ、御取調大概之御積り^(御積り)迎もどふ^(迎もどふ)ノ御
振合ハ不存候得共、愚案ヲ以相考候得者、譬^(譬)、御領内四捨余万之人別に致
候^(右)、右之内仙北三郡ハ如何様共、当新穀迄取統之扶持方湯ニも粥ニも有之
候^(見込候)而、下三郡ニ而残人別式拾万人程と見候時^(見候時)ハ、右人別^(右人別)へ春日老人
ニ付三合五斗平均に御宛行被成候得者、拾人三升五合、百人三斗五升、千人
三石五斗、万人三拾五石、拾万人三百五拾石、貳拾万人七百石^(七百石)ハ春日之飯料
ニ御座候得者、十日之七千石、壹ヶ月貳万^(貳万)千石、是を二月より九月まで都
合八ヶ月ニ致候得者拾六万八千石ニ相成候

右之内大体七万石前後ハ是迄大坂并ニ越後近辺ニ而御買立ニ相成候様ニ及
承候

左候得者残九万八千石位御不足之分ニも御座候哉と奉存候、然ル時ハ此儀
数既ニ三拾万俵余御座候得ば、此ニ買入之御金高拾六七万兩位ニも可相至哉、
旧冬^(旧冬)ノ大坂にて出来候御金高五七万兩御座候様相聞得候得共、夫ハ是迄御買
入之御米之代^(御米之代)ニ相成り候積^(積)ニ致候時^(今申上候)拾六七万兩位^(拾六七万兩位)ハ此上之御調
達ニ相成候御分ニ御座候、尤是迄積年之御物入御用度ニ付候^(御用度)而ハ、莫太^(莫太)之御
借財之上と奉承知候得^(中々容易之儀)ニ者有之間敷候得共、此度之儀者御
直書被預ケ置、大和殿御登坂にて御藏元共^(御藏元)重ク被仰含候事故、御館入共ニ
於ても深く勘弁早速御請にも可相成候得共、近年不作積候^(積候)處、昨年諸国凶作
ニ付、向々為登米も去暮至而不足之時節と及承候得者、此上既ニ三拾万俵程
之御回米首尾能都合可參候哉、世見しらぬ私之管見を以ハ甚以無覺束、恐入
奉存候

然ハ丈夫ヲ御謀^(御謀)り被成候^(御謀)ニハ、大坂表之儀ハ大和殿へ御委任被成候^(御委任)而、夫
ハ後詰^(後詰)ニ被成被為成候文ケ何国ニ而も米^(米)さへ有之^(有)之^(有)之^(有)ニ而手詰^(手詰)之御備^(御備)ニ御買入
被成置候^(御備)而、御領民之露命御繼被成候御手格御座候様ニ仕度奉存候、商人ハ
國家之為に計ルものには無之、巷分^(巷分)ノ利ヲ遂^(利ヲ遂)候ものニ御座候得者、利^(利)
ハあた^(あた)ハ候得者鷹^(鷹)のことく揚^(揚)り、舟車之至る^(舟車之至る)處^(處)転漕^(転漕)セさる事有之間敷、去年

が奥羽之間、別而凶作と申儀へ天下老統江響候事ニ御座候得者、大坂が越後
 辺まで之商人富有大買釣らんためニは買込置候族も可有之候得共、御国元へ
 運送さへ致候得へ、なんても利潤を得候事ニ知らしめ、何分ニも湊まで運送
 参候様御手配被成候様ニ仕度奉存候、尤御金繰等之儀ハ預らざる私、不存候
 事ニ御座候得共、もし御難渋ニも御座候へ、去秋中被 仰出之内にも武
 器之外仮令御重器たり共御手放被成候へも、御領民御救ひ不被成候而者不被
 為成御趣意も御座候得者、此時ニ被為置御重器之内御手放被成候へ御実
 心上之被仰渡ニ寄候而者、至誠感セシム神と申候得者、御家中ハ不及申、御
 百姓町人ニ至るまで落涙感悟に相至り、衣服調度に至ルまで差出候心得ニも
 可相成、全く言葉をかさり無理ニ被成候儀ニハ無之、今日迄銘々其家業を安
 し、先祖之祭を営ミ、妻子を扶助太平之化に浴し候へ、皆是 上之御恩沢ニ
 御座候得者、家財道具に至まで皆以御恩賜に御座候得者、 上之御諭しに
 寄候而者一命ニ指上候心得も相成候、匹夫下賤といへとも和漢珍しからず、まし
 てや金銀之貯ある者并衣服調度においておや、可キレ愛非ヤレ君、可キレ畏非ヤ
 民衆非レ之何ッ戴カン后非ハ衆凶ツ与ニ守こと邦ヲ、御領中ハ、上之御仕向
 次第にて己レノを御救ひ之為に御苦柄被成置候儀を深く勘弁仕候へ、幾
 千万両ハ価之品ニ而也可有之、因循姑息ハ有御座間敷候得共、大坂斗り御當
 ニ被成候と申か、又ハ同処ハ越後近辺迄之津々浦々商家之売米時日後ニ相成
 り、諸國へ被買取、御買入被成置候場合ニ相至り候而ハ、金銀珠玉いかな
 る珍宝有之候而も饑に臨ミ候而ハ、食用ニは相成間敷、民ハ可ニ共ニ守ルニ成ラ
 難共ニ謀始。別而町家之振合などハ、小間居之もの此節漸々露命を繁き候斗
 り、不便之次第申斗り無之候得共、余力有るものハ手廻り之口ハ上江任セ、
 金銀財宝貯有之、銭さへ出候得は、食物ハ向隣ニも連綿有之候故、腹を餓シ
 候苦勞をも不奉存、金銀財宝手放候心得も無之、実ニ飢餓に相廻候者ハ、其
 時始而金銀も財宝も指上候而も一命を継ぎ申度心に可相成、幾死而求ム活ヲ
 ト謂へし、湯ソ而鑿ル井饑而種ニ粟ヲ譬之如し

不ニ亦晩平、今之急務は萬事を抛て御領民御救にあり、御領民之本は食を
 足にあり、食を足すの謀ハ、商家の米穀をして此処へ転漕するにあり、是を
 転漕するの實ハ民の心ヲ得ルにあり、民の心を得るの道ハ君上と執政之人に
 あり、大禹模曰、徳ハ是レ善政。善政ハ在リ義民ヲといへり、民を養ふハ
 政教にあり、政教ハ仁義にあり、仁義を本として利を商家に与へは転漕に至
 へし、古人有言、夫商賈之趨利ニ也、速ニ子ヲ子モ不レ違願ニ父ヲ共用こと

智也、道術之士モ且不レ能レ及焉、其行險ニ弗懼也、雖モ三責育ト且不能過之、
 商賈之從ニ事スル於貨利ニ如レ此、其用心如此若ソ之何一争テ利ヲ而能勝之
 者自レ古未ダニ之聞といへり

然ハ即チ仁義之思召を以御領民御救ひのため御重器御手放、御家中始百姓
 町人ニ至る迄、上下之人心一和致し、銘々貯申候ハ勿論、衣服調度に迄迄抛
 候ても、商人之米穀をして転漕せしめ候御仕向に被成候様ニ仕度奉存候、夫
 レも常々に相續き候利を商人に被取可申候得共、此凶作ニ御備無之候得は無
 御廻次第ニ奉存候

仮令銘々器物まで手放候而も、御領民御餓しさへ不被成候得は、年々豊凶
 も天地之間回り合候ものニ而不作迎も幾年も継ぎ申間敷、上下之人心一和致
 候得ハ、人事之得失に依て氣化し盛衰に係候次第も有之と申候、御領民此上
 多く餓死候而者御先代様江之御孝道公儀江之御務、御他領江御対し末代迄之
 御恥辱御取戻難被成儀と奉存候、古人も君恥かしめらるゝ時ハ臣死と申候、
 自然 君上之御恥辱とも被為當候御場合ニ候得は、御家中始御領民迄も死力
 を尽し不申候得は不相濟るハ当然之筋ニ御座候

況や金銀財宝等ハ何か惜み可申や、抑申上候迄も無御座候得共、御國は他
 邦に稀なる上國ニ而米國と世上老統唱候事にて、金銀銅鉛ハ山より出、田野
 には五穀多く山林之余勢、魚塩之利、誠に天府の國とも謂つべし、夫を去年
 の凶作にて如斯ニ至候ハ、天災とハ乍申、畢竟我人共ニ太平之化に浴し、
 ちい艱難ヲも忘れ候様ニ相成、自然花美之風俗ニも推移り油断致候得共、今
 更天之戒メ畏入申候、自今以後ハ決して質素之風に相改り可申候得共、一統
 凶年之備迄も油断なく、禍転して後々の福にと可相成候得共、只恐入奉存候
 ハ、此御場合ニ而、此上御領民饑餓多く候而ハ、今日死たる者之又生返候者
 無之、是のみ歎き候而も猶あまり候事ニ奉存候、右ニ付候而も、利を以て争か
 たきハ全く商人斗りに無之、御百姓迄も右之通ニ御座候、上下交々征レ利ヲ
 國危ト孟子も第一番に利の害を被仰候、夫利ハ天地之所レ載也、万物の所レ生
 也、人民之所レ取なり、如シ老人專スル之則ハ災必及ラレ之、所謂君之利ハ非下
 上檀スルニ其利ヲ之謂之上之以テ民利ヲ為スル利ト之謂也、夫君ハ父母也、
 民ハ子也、未レ有ニ子富而父母貧ニ者也、且利ハ人之所ニ同欲也、小人之好レ利
 甚シニ於奔馬ヨリ矣、惟タ君子ハ以レ義制スレ事ヲ以レ礼制心如シ不ソ先セレ利
 スルこと民ヲ而上之人務メテ自ラ利スル、則ハ民怨ムこと其上ヲ一如シ響敵ノ、

君焉り得独享ルと其利乎、是故利レ國ニ莫苦ク利レ民ニ必自レ農始ル古之道也といへり、今之時に當つて郡宰守タル人、正大誠実之心ヲ以上之御仁惠之恩召之能々下々へ通候様ニおし弘メ不申候て、利心方口を是として、權謀術（維）數播振て、數方之人民皆愚ニあらず、豈欺得んや、虎の怒るハあたるへからず、人心（維）恣度動かは大水之寄か如く推止る事を得んや、斯民ハ所以三代之直道行也ト御座候得者御先代様（維）も直道を以御治メ被遊候御領民ニ御座候、被仰論ニ寄候而者、争か騒立可申哉、威徳賞罰ハ治國之大權也、人主之所レ秉也、為政而無權、雖小國且猶不可治、況ヤ大國乎、凡君ハ執レ生殺之權者也、苟モ執レ此ヲ以レ濫ル民ニ何ノ賞罰カ之不可行哉、雖令治レ國者豈ニ独不能行ニ賞罰於民哉トイエリ、然ハ御威權之式（維）ツハ以是ヲ案堵せしめ、是を畏れしめ不申候而ハ、何れ之世いつれ之年迎も不相成候、増して前々申上候通り、幾百年ニも無之非常之御場合ニ御座候得者、非常之御賢慮を御擬し、片時も御案閑と御油断被遊候御時節ニ有御座間敷奉存候、舜禹之間さへ后克（維）ク難シ其後（維）ヲ臣克難其臣政及艾黎民敏徳ストいへり、聖々相繼く之間さへ君として敢て君たるの道を易すとせず、臣としてハ敢て臣たるの道を易しとせず、夙夜低ミ懼れて各務めて其すへき処の道を尽し、故に其政事能く治り、民善に化して止む（維）からざるものあり、然ハ上之御仁風高峯（維）カ吹仰す春風の如くならば、何レの民か靡き随（維）わざらんや、好生之徳治（維）于民心（維）不犯（維）有司ト不申候や、然ルニ此凶作の事起候已年、動もすれば御領内騒立候事有之、多人數徒党を催し、去秋湊町（維）ニ起り、今春ハ仙北に起り候ハ、畢竟上之難有恩召之下へ通し兼候故に可有之奉存候、此度之騒立も虚実は不存候得共及承候訳柄に候得者、郡方（維）が旧冬村々へ申渡候者、当三月迄三合宛之扶持ニ而、四月五月ハ七八合ニ可改、如斯取調余米ハ上々江被差上候様申渡候故、何れも飯料之分差出候よし、然ル（維）先達而申渡候者、三月迄三合扶持ニ而四月迄之分一円上江差出候様申渡候処、百性打寄り、根源（維）ガ申渡相違ニ相成、私共をたまし（維）がし被成候御手段と相見得候、是ハ上之御存知被遊候事にも有之間敷、畢竟中程に居候役人之仕業ニ而、唯に居候得者皆鶴命（維）ニ及候外無之、依而久保田へ登り上江申上候外無之申合、仙北郡長野村御役屋へ四千八人余相集り、詰合役人鎌田順蔵へ申聞、同人取扱ニ相及兼候や、其内式千人斗り久保田へ相登り候迎、花立村迄参候処、同処ニ而舟渡之綱を切り、渡を先留候故、水勢も強き時節、無拠猶予致候処へ、其向役人駆付、漸々申論

御城下へ参る事ハ相止（維）ミ候よし、如斯人氣從服不致候而者、此上ニも何國（維）ガ又候騒立候も難斗、左様御座候而者皆以御名目ニ被為拘、御威徳共ニ不被為立御趣意ニも被為当候哉と深く忍入奉存候、去レハ五子子歌（維）ニも皇祖有訓、民可レ近不可レ下、民ハ惟國之本、本固（維）メ邦寧（維）ス、予觀（維）天下之愚夫愚夫一ニ能勝（維）タル子、一人三矢怨豈在明不（維）見、是レ凶ル、予臨（維）テ兆民ニ（維）懷乎（維）（老）（維）苦（維）朽索之（維）繫馬（維）為（維）三人主者ハ奈何不敬、又曰明々タル我租萬邦之君也、有レ曲有、則貽（維）ス其子孫ニ、又曰嗚呼曷婦孺（維）之悲ム、百性仇トス、予ニ將（維）ニ嚼依、辭陶トメ乎、予カ心顔厚（維）有（維）忤恠（維）弗（維）慎（維）其徳、雖（維）悔可進（維）ヤト御座候得者、民の心服せずして力を争ふ事は天子之御威光（維）ても参かたき儀者と相見得候、愚意を以見候時者、人氣御静メ被成候は、其人を御撰被成候而、六郡（維）人宛郡奉行被居置、自身先立其属役之面々（維）に至るまで其支配処（維）ノ郡村を驅廻り誠心精力を尽し上之御恩召を頭に載き按撫致候ハ、仮令腹をすかし候而も難有心服致候ハ、騒立候事ハ勿論、自然手配も行届饑餓を免候者も可有之、惟治乱は在（維）庶官（維）申候得者、治るも乱るも取扱之人之得失に可有之候、われ（維）戒を請来し郡宰居候而世話致候得者、御領内無事ニ可有之奉存候、尤追々無事安康之御時節に相至り候砌り、右御役被止置御御定方へ御纏（維）ひ被成候儀者何分ニも其時之御振合次第ニ奉存候、其心を得れば治り、其心を失へは乱る、唯今ニ而者人氣動揺不致候御仕向きハ大節と奉存候、尤私如き申上候も恐入奉存候、嗚呼不慮胡獲不成胡成一人之良萬邦以奧（維）ト申候得者、況や御領中之儀ハ上之御眼子一陽上りて萬物を照かこ（維）ト御掌握ニ御覽被遊候様、誠恐誠惶奉願上候御儀と奉存候、昔師曠對（維）晉君（維）曰、良君將（維）サニ賞（維）善而刑（維）セント淫（維）ヲ養（維）民如（維）子蓋之如（維）天、（眷ルル（維）之（維）如（維）地）民奉（維）其君（維）愛こと之如（維）父母、仰（維）之如（維）日月、敬（維）之如（維）神明、畏（維）之如（維）雷霆、夫君社稷之主ニ而民之望也、下略

右之通ニ御座候得者、御領民之安危ハ御上之御心に御座候而、御精力御尽し不被遊候得者、不被為成御儀と奉存候、御精力御尽し被遊候ハ、思召通御成就ニ可相成、御成就不被成候ハ、幾度も御家老衆ハ固より、表方御側方之所存不殘御聞被遊候御儀と奉存候

先年（維）老岐守様御取纏（維）ひ中さへ、御家中老統へ仮令等を越候而も所存有之者ハ申上候様ニ被仰渡候

猶更此御時節（維）広く言語ヲ御開き御家中之所存有之ものは申上候様、疾ク（維）

被仰出候御儀ニも可有御座哉と奉存候、古への聖人さへ謀^{ルト}褻^ニ御座候、堯^カニ諫^カ較^カあり、舜に誹謗之木あり、御役人斗器量之有之^カ分限^カり候儀ニハ有之間敷、又御機密之義とも違ひ、老統見聞仕居候、凶年ニ付御領民御救ひ之ために御座候得者、余多之御家中ニ者能き存知付之ものも可有之、言語ハ上^カ御開不被成候而者、下より進候儀は古今無之候、左様ニ御仕向キ被遊候へ、所存有之者ハ難有、無覆臟、譬わば老尺の力の者も憤発致候得者、式尺ニも届候力ハ出可申奉存候

飯令格別之心附申上候者無之候而も左様ニ公平に被成置候へ、讐蔽を抱候もの之之間敷、他処他国^カ之者^カに無之、同く御家頼へ御謀被遊候事、全く御恥辱之御筋合ニは毛頭無之、是等精々無残^カ御尺被遊候而も、御救に御届無之^カ餓死出候義ハ、無御腕^カと奉存候、是まで御城下三ヶ処の御施行小屋ニ而斗り凡千人余之死人と相聞申候、其他御領内深山沢入等にて、幾百人に可有御座候哉、下仙北男鹿村々御救ひ米拜領之者、尤糧も可有之候得共、春日老合の御宛行も有之様及承申候、尤御米御不足なれば無是非事ニ御座候得共、老合ニ而者長く助り候者にハ在之間敷、院内近村斗りにても右老合つゝ被下候者六千余人と及承申候、此上重職之方にても被仰付、御領内相廻り上之思召被仰諭御按無被成置候は、騒立之事も有之間敷、仙北辺余米有之ものハ指上可申候哉と一統申唱^カと及承申候、御領中ニ御座候者いつも御蔵に御座候御分も同し事ニ御座候、御他領より御買入之義は最第一ト奉存候、山本郡男鹿杯の饑饉を相凌候狀、誠ニ今日ニ相迫り御救を相待候ありさま、大旱之雨を望む処には無之、危急倒懸之苦ミと相聞得申候、一体之儀者、私ハ実地に臨候事ニ者無之候故、聞取之齟齬も難斗候得共、其処ハ向々御尋被遊候得者相分り可申と奉存候

不省之私御側之端ニも罷有、見聞之処不申上候而者隠^カす事なき本文ニも相背き候間、申上度相認申候、以上

*右之通り相認被指上候よし之処、御直書ヲ以御同人へ被仰渡候由、右御書付左ニ写

此度郡奉行申付候儀へ、仙北郡先頃両度之騒立、人氣取鎮メ不申候而ハ不容易儀ニ付、無抛手離申付候、存慮之儀は兼而心得候通ニ候間、支配処之もの共案堵致候様心肝を砕き可相動候

追而者舍之旨も有之候、猶時分柄加養專一之事ニ候也

二月廿三日

御上書 中村伝五郎へ

右御直書、高根金弥ヲ以詰処へ被下之、外ニ御羽織御三徳拜領被仰付候よし

于時天保五甲午十月、大館御地頭近藤五郎兵衛様ヲ拜借、写之取

太田新田村 長谷川氏庫書

(角館町勝楽丁、千代家所蔵「中村上書之写」あと書は次のようになってゐる。)

*右は去天保五年甲午二月中、御膳番中村伝五郎上書也、本書久府柏何某が借候而写者也、果して烏嵩馬之誤甚々多く、或ハ闕たる処も可有之故今考ひ合せ、或ハ添削して書する事然り、実ニ後覽を憚る。于時天保七丙申仲春中旬

注

(1) () の部分が千代家本に書かれています。

(2) ……御廻米此上(御見込丈ケ御調被成兼候而ハ已ニ給分米迄)御引上ケニ……

(3) ……御買入被成候にも、(又其間に御手後ニ相成、諸国より買立られ候而者、越後辺にも)売米無之……

(4) ……御勘定方(能代方)御町方(三方)取合……

(5) ……苦勞をも不奉存(苦勞も無之、明日饑ニ至候をも不存、上之御苦柄をも不奉存)金銀財宝……

(この部分千代家本では)

(5) 古人有言……(古人有云ヘルコト、夫商売之趨ル利ニ也、速カ也ニ乎飛夫ヨリ、商売之争ヲ利ヲ也、父モ不レ能ハレ止ルコト子ヲ、子モ不レ違願ルニ父其用ヲ智也、道術之士モ且ツ不レ能レ及ヲ焉、其行テレ險ニ而弗レ懼也、雖モニ賁育ト且ツ不レ能ハレ過ルコト之ニ、商買之從ニ事スル於貨利ニ、如クレ此ノ其ノ用ルレ心ヲ如シレ此、若レ之何与□乎是故上之人ヲ商買ニ争フテレ利ヲ而能ク勝ツレ之ニ者自リレ古末ス之

- ヲ聞かといへり) いへり……………
- (6) 貯申候者勿論(貯は勿論)
- (7) ……世話致候得者(民心も安堵可致、民心安堵さへ致候得者) 御領内無事……………

三 若干の問題点

(一) 中村伝五郎について

上書を差出した人物、中村伝五郎についてはその生没の年をはじめ十分な材料を見出せないが、若干の史料から天保前後の時期にいかなる役にあつたかがある程度知られる。

若干時期がずれるが、天保十二年の藩の分限帳によれば、彼の禄高は百八十五石五升である。そして、いま判明するかぎりでの中村の経歴をみると、文化十四年十二月二八日、大番組頭になり、文政四年十一月、何が理由か不明だが「有罪被權」として辞し、同六年二月二七日その役に復帰している。

そして翌七年閏八月二日御刀番となり、それをいつやめたか、あるいはそのまま在任していたか不明だが、天保元年三月五日に御納戸役となり、天保三年八月二九日に御膳番になっている。同五年二月の上書はこの在勤中のものであり、先にものべたように二月二日、仙北郡の郡奉行に任ぜられ、同八年七月二九日に会田久左衛門にかわるまでその地位にあつたようで、同日付でふたび御膳番に「奉行格ヲ以テ」かえりさき、さらに天保十一年三月五日、再度仙北郡の郡奉行となり、翌十二年八月五日、また御膳番になっていることが判明する⁽³⁾。

この禄高と経歴から判断すれば、藩内において中堅上層クラスとほぼみてよよい。

(二) 上書の内容をめぐって

天保五年二月一九日——その時城下久保田にはまだ知らせが届いてはいなかったが、仙北郡奥北浦地方の農民たちがさまざまな要求をかかけて、その前日から行動をおこしていたのだが——一月の仙北郡前北浦におこった一揆のうち、米の供給不足はその調達にいいよ困難をまし、苦境におちいっていた藩は勘定奉行、評定奉行をそれぞれ集めて当面の打解策を求めて各人の

意見を徴した。⁽⁴⁾

前者についてはいかなる見解が出されたか明らかでないが、後者については、野上国佐、諸橋吉兵衛、橋本五郎左衛門、根本左司馬、清水新太郎が七ツ時に御前に召集された。この際野上はその任にはなかつたが、とくに一緒に出席するようにとの指示があつた。

そして、「此節非常之米差支之趣⁽⁵⁾追々申出、一統之扱方苦勞ニ候、何れも存慮無覆蔵申聞候様」との言葉があり、つづいて中安主典、町田大之進が、「御政事之義者御家老共、御評定奉行へ重く委任被成置候得とも、交々得失も可有之、既往之事たりとも被相改候筋も可有之、第一此節柄御米一条非常之御差支之義ニ候、尤仕算形勘定奉行相預候儀ニ御座候得共、得失等御役人共善悪可否之儀をも無思慮可申上段、等を越候而も存分一杯心底不殘可申上旨被仰出」⁽⁶⁾さらに個人的に申出べき筋もあれば、「別段何時ニ而も御目通被仰付」、又は「書取封書を以也共可申上」と伝え、さらに副役共へは座敷の混雑を理由に召集しなかつたが、その趣旨をよく伝え、「是又存慮之旨無覆蔵右之心得を以可申上」⁽⁷⁾きことを伝えた。

そして、野上、諸橋、橋本、根本が順に意見をのべ、さらに重ねて野上が意見を開陳した。

それがすんで、次に「御側方之面々へも申上候儀も御座候へ、無思慮可申上」⁽⁸⁾き旨の意があつたので、「根本日記」によれば、「御膳番中村伝五郎申上候へ、五郎左衛門申上候儀御宜様ニ奉存候、右ニ付候而ハ此間病中書取を以御内覧ニ奉入候書載評定奉行共へ申合、如何御座候哉と奉御伺申上候所、左様可致御意有之、伝五郎相進ミ書取読之候上、御前中務殿へ御渡ニ相成」といった形で彼の意見のべられたのが、ここに紹介したものであつたのである。

中村につづいて、御膳番^(加カ)嘉藤小八郎、御納戸役滑川長蔵が言上したが、それは「詰る処伝五郎申上候筋ニ御座候」ということで、五ツ時過にその会合は終つた。

以上から、この上書はたしかに二月一九日以前に提出されていたことがわかる。「根本日記」によれば、中村上書の大旨は、平常郡奉行はこれ迄四人であつたが、この非常時であるから人員をふやし、一郡一人宛任命して現地に定駐し、支配地をよく掌握して政務をはたすべきこと、そしてその人物は、「徳義之有之候者」をえらんで任命することであり、「其外ニモ有之候得とも

先へ眼目此一条ニ有之候」ととらえられている。

上書のなかでたしかに彼はいろんな点にふれており、どこにポイントがあるのか一見はつきりしないが、主眼はそこにあつたのかともよみとれる。しかしそれ以外の点でなおいくつか問題を上書のなかからひろってみよう。

去今の状況から、政治によるしきを得なければ、「数万之人民、皆愚ニあらず、豈欺得んや、虎の怒るへあたるへからず、人心忝度動かは大水之寄か如く推止る事を得んや」と、前の月に一揆をみていたとはいへ、人民大衆の力量についてはつきりした認識を持っていた。

そして現在の状態については、「幾百年ニも無之非常之御場合」であり、したがって「御家中始御領民迄も死力を尽し不申候得へ不相済るハ当然之筋ニ御座候」という危機感を持っていた。

天保四年夏の土崎港の騒動や、五年一月の仙北郡前北浦一揆について、それは「上之難有思召之下へ通し兼候故に可有之」とその限界を有しつつも、「畢竟中程に居候役人之任業ニ而、(農民は——引用者)唯に居候得者皆賜命ニ及外無之」きのは当然であるとその行動にそれなりの判断が示され、「治るも乱るも取扱之人の得失に可有之」とみている。

そして為政者が全力をかたむけてもなお「御救に御届無之、餓死出候義は無御抛儀と奉存候」としながらも、金を工面して調達しつつこの上なお「御他領より御買入之儀は第一ト奉存候」とその努力を続けることを主張し、あわせて領内においても、「此上重職之方にも被仰付御領内相廻り」領主の意向をよく人民に説諭すれば「騒立之事も有之間敷」く、また「仙北辺米有之ものハ指上可申」といささかあまい観測の提案をしている。

右の他地域からの買米については凶作になやむ東北諸領主はいずれもその調達に苦労したが、比較的距離が近く余裕のあつた新潟に集中していったようであり、とくに秋田藩の奔走は目立ったようであるが、それだけ廻米確保に懸命にならざるを得なかつた深刻な事態があつた。

重役の領内巡行は、一八日以来の奥北浦一揆の知らせの入つた二二日、急抛再度評議をおこなつた席上で、直接領主の早急な巡行が協議せざるを得ないはめになつていく。

そして上書は最後の方で、下の者からの意見を上のの方がよく聞くように仕向けたならば、「余多之御家中ニ者能き存知之ものも可有之」、そしてそれがうまくおこなわれたならば、「老尺の力の者も憤発候得者、忝尺ニも届候力

ハ出可申」とのべている。

しかし文化・文政期以降、藩が積極的に推進してきた殖産政策、なかんずく養蚕業がこの大凶作の直前の天保二年に挫折中止を余儀なくされたことをめぐる藩内の対立¹⁰⁾といったことをあわせみる時、この中村がそうした人脈のなかで奈辺にあつたかが明確にされなければ、この上書を文面通りすなおによみとつてよいかどうかはなお問題が残る。

そうした点を含めた諸問題は後日の課題としたい。

注

- (1) 「天保十二年改、御旗本諸士並支配附分限帳」(同前、栗盛文庫)
- (2) 「諸役人附」(原表紙)、「天明二寅年ヨリ天保九戌年改、同十二年再改、諸役附」(同文庫)による。
なお天保二年には御納戸役であつたことは他の史料からも確かめられる(秋田郡太田新田村「天保式年屋形様御渡野御宿割帳」へ北秋田郡鷹巣町栄太田、長谷川文書)。
- (3) 同前「諸役人附」
- (4) 「根本日記」天保五年二月一九日の条。
- (5) 同前書、引下の引用、特にことわりなき限り同日記による。
- (6) この趣旨は多少の異同はあるが、「八丁夜話」第十一(『第二期新秋田叢書』(二)、二七〇〜二七一頁)にもある。
- (7) 「根本日記」と「八丁夜話」(同前書二七一〜二六頁)の天保五年二月一九日の条に各人ののべた大旨がほぼ同様の形で記されている。
ただし、「夜話」の方では根本の意見は、「段々同役とも申上候件々、私におあても至極と奉存候」とのみしるしているが、「日記」ではこの部分が当然とはいへ詳しい点がことなっている。
- (8) 前掲「諸役人附」や「八丁夜話」では加藤小八郎になっている。
藩の役人で当時その衝にあつた人の手記などは見出せないが、山形の谷地町の『大町念仏講帳』の天保五年三月の箇所¹¹⁾に次のような内容の部分がある。現在では容易に入手し難いのでここにその関係部分を示しておく。
- (9) 「十七日弥之助新潟へ様子聞ニ罷出候処、諸大名より去暮より詰会夫食買入ニ罷出候ハ、秋田様南部様松前様津軽様秋元様戸沢様六

郷様酒井様其外下筋諸家様方、去暮買入米積出候段、新潟町奉候所
行方引用者
 へ御懸合被成候処、湊留メ、殊ニ当国とても去已ハ不作ニ付、既ニ
 村上辺ニ而騒動ニ及候儀故、津出相成申間敷由返答ニ付、諸家様御
 役人方ニ而ハ、国元ニ而餓死多分有之上ハ是非積出度段御懸合、其
 内秋田様より百五十余人新潟へ詰合、鑓先にも可請取なと申候由
 ニ付、御双方より江戸御伺ニ相成候上、問屋共取扱ニ而金百両之内
 より三俵宛新潟救粥ニ御手伝、又長岡様ニハ御役錢不被取答ニ而、
 近頃より積出ニ相成候」(今田信一編『大町念仏講帳』山形県郷土
 研究会刊、一九四〇年、二一五頁)。

(10) 国安寛「秋田藩に於ける寛政殖産興業の実体」〔歴史〕第九輯、
 五六頁)。

(* 東京大学史料編纂所非常勤職員)

(あとがき)

本稿に利用した史料の調査にあたって御便宜をはかってくださった鷹巣町
 栄太田、長谷川啓司氏、角館町東勝楽丁、千代家の方々に厚く感謝したい。
 本稿提出後、斎藤純「幕藩制解体過程における階級闘争と領主権力」〔人
 民の歴史学〕第三九号、一九七四年十二月)でこの一揆を取上げている。言
 及したいいくつかの論点があるが、いまは一の注(1)の補足といった形に
 とどめざるを得ない。